

KPMG Insight

KPMG Newsletter
January 2014



Audit **IFRS** **Tax** **business portfolio** **China** **Myanmar** **Korea** **Luxembourg** **Advisory** **Abenomics**

Supply chain management

Sustainability

Volume 4

A large, faint watermark of the KPMG logo and tagline is visible across the page. The watermark is oriented vertically and contains the KPMG logo at the top, followed by the tagline 'cutting through complexity' in a smaller font. The background of the page is a dark blue gradient, and the watermark is a lighter shade of blue.

IFRS任意適用会社の傾向分析

有限責任 あづさ監査法人
アカウンティングアドバイザリーサービス
パートナー 吉野 征宏

2013年11月現在でIFRSの任意適用会社は17社（四半期決算からの開示も含む）となりました。これら任意適用の会社および今後IFRS適用を公表している会社は、どのような特徴があるのでしょうか。現在の日本におけるIFRSを取り巻く環境を分析するとともに、IFRSの任意適用会社の開示資料から読み取れる財務数値および基礎数値等を使って、その傾向を分析します。

また、IFRS任意適用会社の傾向分析を踏まえ、今後IFRSの適用の要否およびそのタイミングを考えていくうえで考慮すべき事項は何かを解説したいと思います。

なお、文中の意見に関する部分は、筆者の個人的な見解であることをあらかじめお断りしておきます。



よしの
吉野 征宏
有限責任 あづさ監査法人
アカウンティングアドバイザリーサービス
パートナー

【ポイント】

- IFRSの任意適用の要件が緩和され、いわゆる海外展開要件がなくなり、IFRS適用可能会社は約600社から約4,000社に増加した。
- 新たなインデックス「JPXインデックス400」が公表され、日本市場のグローバル化を進める施策が打ち出された。
- IFRS任意適用（予定）会社の財務数値や基礎数値の傾向をみると、業種によってIFRSの適用が進んでいるところもあり、また、のれんの残高が多い会社が積極的に任意適用する傾向にある。
- 今後IFRSの適用の要否およびそのタイミングを決定するうえでは、各社の置かれている状況を適確に捉え、判断する必要がある。

I 日本におけるIFRSの適用環境の変化

1. IFRS任意適用の現状

2013年3月以降新たにIFRSで開示した会社は6社あり、2013年11月末までにおいて、IFRSで決算発表した会社は17社となりました。そのうち、期末からIFRSで決算発表した会社が8社、四半期からIFRSで決算発表した会社が9社となっています。

なお、現在6社がIFRSで将来開示することを公表していることから、IFRS適用を公には発表していない会社も含めると、今後多くの会社がIFRSを適用するものと想定されます。

2. IFRS任意適用の要件の緩和

IFRSを適用する場合、従来次のとおりの「特定会社」と認められる4つの要件を満たす必要がありました（連結財務諸表規則1の21）。

- ① 継続的に適正な財務諸表が作成・開示されている上場会社であること
- ② 連結財務諸表の適正性を確保するための特段の取組みを有価証券報告書で開示していること
- ③ IFRSによる財務報告について適切な体制を整備していること
- ④ 國際的な財務活動または事業活動を行っていること

従来これらの要件を満たして、IFRSを適用するには、特に上場会社で、かつ、海外展開をしていることが求められていたことから、実質的にこれらの要件を満たす会社は約600社でした。その後、IPOを目指す会社からIFRSで上場を目指せるようにしてほしいという要望や、主に国内で事業を展開する会社から海外展開の要件を緩和してほしいという要望が強くなってきました。また、日本におけるIFRSの適用会社数を増

図表1 傾向分析の対象会社(IFRS適用会社および今後IFRS適用公表会社)

No	会社名	業種（東証）	業種（詳細 ^(*) ）	所属取引所	監査法人	IFRS開示開始時期
1	日本電波工業(株)	電気機器	水晶デバイス	東一	あずさ	2010/3
2	HOYA(株)	精密機器	光学機器、レンズ、フォトマスク、ガラス、眼鏡／コンタクトレンズ販売、医療機器	東一	トーマツ	2011/3
3	住友商事(株)	卸売業	総合商社	東一、名一、福上	あずさ	2011/3
4	日本板硝子(株)	ガラス・土石製品	ガラス、ガラス繊維	東一	新日本	2012/3
5	日本たばこ産業(株)	食料品	たばこ、冷凍食品、清涼飲料	東一	トーマツ	2012/3
6	SB Iホールディングス(株)	証券、商品先物取引業	ネット証券、ベンチャー投資	東一	トーマツ	2013/3/1Q
7	(株)ディー・エヌ・エー	サービス業	携帯用コンテンツ制作／配信、SNS関連	東一	新日本	2013/3/1Q
8	アンリツ(株)	電気機器	計量／計測機器	東一	あずさ	2013/3/1Q
9	マネックスグループ(株)	証券、商品先物取引業	ネット証券	東一	あずさ	2013/3
10	双日(株)	卸売業	総合商社	東一	あずさ	2013/3
11	トーセイ(株)	不動産業	リノベーション	東一	新創	2013/11/1Q
12	楽天(株)	サービス業	通販／Eコマース、ネット証券、信販／クレジットカード、ネット／ATM銀行	東一 ^(*)	新日本	2013/12/1Q
13	中外製薬(株)	医薬品	医科用医薬品	東一	あずさ	2013/12/1Q
14	(株)ネクソン	情報・通信業	オンラインゲーム	東一	あらた	2013/12/1Q
15	旭硝子(株)	ガラス・土石製品	ガラス、光関連部品、化学薬品	東一	あずさ	2013/12(予)
16	丸紅(株)	卸売業	総合商社	東一、名一	新日本	2014/3/1Q
17	ソフトバンク(株)	情報・通信業	インターネットサービスプロバイダー、ポータルサイト、移動体通信、固定通信	東一	トーマツ	2014/3/1Q
18	アステラス製薬(株)	医薬品	医科用医薬品	東一	新日本	2014/3(予)
19	武田薬品工業(株)	医薬品	医科用医薬品、家庭用医薬品	東一、名一、札上、福上	あずさ	2014/3(予)
20	小野薬品工業(株)	医薬品	医科用医薬品	東一	トーマツ	2014/3(予)
21	三井物産(株)	卸売業	総合商社	東一、名一、札上、福上	トーマツ	2014/3(予)
22	(株)電通	サービス業	広告代理店	東一	トーマツ	2015/3(予)
23	(株)LIXILグループ	金属製品	建設資材、アルミ建材、家庭用衛生陶器、住宅設備機器	東一、名一	トーマツ	2016/3(予)

(*) (株)インターネットディスクロージャーの「開示Net」のオリジナル業種区分

(*) 楽天(株)は、2013年12月にジャスダックから東証1部に指定替え

やす要請が強まってきたことから、2013年10月に連結財務諸表規則が改正され、上記の要件から①と④の要件が外れることとなりました。その結果、IFRSを適用できる「特定会社」の要件を満たす可能性のある会社は、4,000社程度に広がっています。

3. 新インデックスの公表

IFRSを取り巻く環境では、新しいインデックスである「JPXインデックス400」の公表も欠かせない出来事と思われます。

この新しいインデックスは、2013年5月に自由民主党が今後の政治方針を発表した「中間提言」の中に含まれていたものです。自由民主党は、香港、シンガポールおよび上海等のアジア新興資本市場の台頭を踏まえつつ、日本の資本市場がニューヨークおよびロンドン等とも肩を並べることができる世界の代表的な市場としての評価を5年以内に確立することを目指し、市場の魅力拡大のための方策の1つとして、新インデックスの創設を掲げ、IFRSの導入を加味することとしていました。

その新インデックスが、2013年11月に「JPXインデックス400」として公表され、IFRSの適用は強い採用を促すものではなかったものの、インデックスに含める定性的な要素による加点ポイントとして加味されています。

4. 今後のIFRS適用に向けて

このような日本におけるIFRSの適用環境の下、今までにどのような会社がIFRSを適用し、また今後どのような会社がIFRSを適用することとなるのか、また、適用すべきなのか、IFRS適用のタイミングを図るうえで注意すべきポイントは何かを考察していきたいと思います。

II IFRS 任意適用会社の傾向分析

1. 傾向分析の対象会社

IFRSで決算を発表した会社をみると、会社の規模は様々のようで、少し業種に偏りがあるように見受けられます。これらIFRSで決算発表した会社は、なぜIFRSを選択したのでしょうか。また、各社は、どのような傾向を有する会社なのでしょうか。その傾向も併せて分析していきたいと思います。

なお、今回対象とする会社は、対象を広くするために、既にIFRSを適用した17社に加えて、今後IFRSを適用すると公表している6社も加えた23社を検討します。

傾向分析の対象とした会社は図表1のとおりです。

2. 傾向分析

(1) 業種の傾向

IFRSを適用している会社の業種の傾向として、医薬品および卸売業の2つが挙げられます。

医薬品業は、海外売上比率が高い会社が多く、海外の会社を対象としたM&Aも盛んに行われるため、IFRSを積極的に適用する傾向にあると思われます。

また卸売業においては、卸売業の中でもいわゆる総合商社と言わされている会社が積極的に採用している傾向にあります。これは、総合商社のビジネスがグローバルに展開しており、海外投資家の比較可能性の向上のみならず、グループ会社の管理の向上を狙った面があると思われます。また、元々米国会計基準を採用している会社が多く（ただし双日（株）は従来日本基準を適用）、IFRSの適用の抵抗が大きくなることもあると思われます。

各業種における上位会社がIFRSを適用すると、同業他社も追随する傾向もあることから、まだIFRSの適用が進んでいない業界については、業界の上位会社の動向に留意する必要があるでしょう。

(2) 適用会社の財務数値の傾向

次に財務数値の傾向を見てみたいと思います。調査対象会社の会社規模に関連する数値やIFRS適用に影響する各財務数値は、図表2のとおりです。

業種の傾向とは異なり財務数値全般においては、会社規模を表す売上高および総資産においては、非常に規模の大きい会社から、それほど規模の大きくない会社まで会社規模は千差万別の傾向が見えます。

一方IFRSと日本基準で主要な差異に挙げられる「のれんの非償却」に着目すると、その残高について総資産額の10%を超える残高を有する会社が23社中8社あり、比較的大きい金額の「のれん」を有する会社が多い傾向にあると思われます。

(3) 海外展開の傾向

次に海外展開の傾向について把握するために、調査対象会社における海外売上比率および海外子会社割合等を見てみたいと思います。

図表3のように調査対象会社のうち、海外売上比率が40%を超える会社は23社中12社と半数にのぼり、高い割合となっており、また、外国法人株主割合は、東京証券取引所の上場会社の平均である28.0%^(*)を超える会社が14社と多い傾向にあると思われます。

このように、従来IFRSが適用可能な「特定会社」の定義の中に「海外展開に係る要件」があったこともあり、IFRS先行適用（予定）会社においては、積極的に海外展開している会社が多い傾向があり、外国人のステークホルダーへの配慮をして

図表2 IFRS適用会社の財務数値

(金額：百万円)

No.	会社名	決算期	会計基準 ^{(*)1}	連結売上高	当期利益	連結売上高当期利益率	包括利益	連結総資産額	のれん残高	のれん比率 ^{(*)2}
1	日本電波工業(株)	2013/03/31	I	50,623	△412	△0.8%	1,316	67,586	712	1.1%
2	HOYA(株)	2013/03/31	I	372,494	71,099	19.1%	113,848	618,074	8,367	1.4%
3	住友商事(株)	2013/03/31	I	7,502,724	232,451	3.1%	456,926	7,832,757	138,573	1.8%
4	日本板硝子(株)	2013/03/31	I	521,346	△32,808	△6.3%	△13,250	885,436	116,768	13.2%
5	日本たばこ産業(株)	2013/03/31	I	2,120,196	△43,612	16.2%	544,356	3,911,142	1,388,144	35.5%
6	SBIホールディングス(株)	2013/03/31	I	153,476	3,202	2.1%	15,340	885,436	142,565	16.1%
7	(株)ディー・エヌ・エー	2013/03/31	I	202,467	45,581	22.5%	51,400	194,784	39,437	20.2%
8	アンリツ(株)	2013/03/31	I	94,685	13,950	14.7%	16,356	115,089	-	-
9	マネックスグループ(株)	2013/03/31	I	36,090	3,901	10.8%	4,744	682,193	17,138	2.5%
10	双日(株)	2013/03/31	I	3,955,907	13,448	0.3%	61,748	2,150,050	45,725	2.1%
11	トーセイ(株)	2012/11/30	I	24,539	1,405	5.7%	1,404	64,732	-	-
12	楽天(株)	2012/12/31	J	443,474	19,413	4.4%	33,586	2,108,409	131,058	6.2%
13	中外製薬(株)	2012/12/31	J	391,220	48,205	12.3%	53,317	587,720	-	-
14	(株)ネクソン	2012/12/31	J	108,448	25,401	23.4%	34,429	313,928	42,669	13.6%
15	旭硝子(株)	2012/12/31	J	1,189,956	43,790	3.7%	171,227	1,899,373	26,922	1.4%
16	丸紅(株)	2013/03/31	J	10,509,088	205,696	2.0%	327,937	5,965,086	50,734	0.9%
17	ソフトバンク(株)	2013/03/31	J	3,378,365	289,403	8.6%	554,233	6,524,886	734,407	11.3%
18	アステラス製薬(株)	2013/03/31	J	1,005,611	82,851	8.2%	152,801	1,445,561	95,977	6.6%
19	武田薬品工業(株)	2013/03/31	J	1,557,267	131,244	8.4%	304,095	3,955,599	675,353	17.1%
20	小野薬品工業(株)	2013/03/31	J	145,393	24,120	16.6%	41,424	455,572	-	-
21	三井物産(株)	2013/03/31	J	10,049,637	30,7926	3.1%	672,297	10,324,581	45,024	0.4%
22	(株)電通	2013/03/31	J	1,941,223	36,336	1.9%	59,605	2,205,569	576,009	26.1%
23	(株)LIXILグループ	2013/03/31	J	1,436,395	21,347	1.5%	44,896	1,465,689	34,588	2.4%

(*)1 I=IFRS, J=JGAAP (日本基準)

(*)2 のれん残高比率=のれん残高 ÷ (連結)総資産額

いた事がうかがえます。

(*) 平成 24 年度株式分布状況調査結果の概要（東京証券取引所）より

III その他の IFRS 適用に係る考慮事項

その他、IFRSを適用する上で考慮すべき事項にはどのようなものがあるでしょうか。以下では、その要因となりそうな事項について述べたいと思います。

1. 意思決定スピードの迅速化

タイムリーな業績把握を重視している会社では、経営層が日次で業績を把握している会社も珍しくありません。一方で多

くの会社では、決算月の翌月半ばを過ぎて初めて経営者が決算報告を受けているなど、経営層の意思決定に資する情報の提供に遅れが生じているケースも多いと思われます。

その原因として、会計基準の相違と決算期のズレによる影響が考えられます。そのため、決算期を統一し、決算期のズレを解消することにより、経営者に対する意思決定に資する情報をタイムリーに入手して経営者に提供し、意思決定の遅れによる機会損失の抑制や、リスクの抑制を実現することが可能となります。

特にマーケットの動向の早い業界に属している会社においては、子会社の決算期を統一し、決算の早期報告体制を構築するとともに、会計方針を統一することが望ましいでしょう。その一つの方策が、グローバルで統一できる会計基準の適用と言えます。

図表3 海外売上比率および海外子会社割合等

No.	会社名	海外売上高比率 ^(*)	外国法人株主割合 ^(*)	外国人役員数 ^(*)	社外取締役数
1	日本電波工業(株)	70%	7.8%	0	0
2	HOYA(株)	63%	53.8%	0	5
3	住友商事(株)	53%	42.0%	0	2
4	日本板硝子(株)	73%	21.1%	3	4
5	日本たばこ産業(株)	49%	27.4%	0	3
6	SB Iホールディングス(株)	4%	41.6%	0	5
7	(株)ディー・エヌ・エー	- ^(*)	36.4%	0	1
8	アンリツ(株)	63%	29.8%	0	3
9	マネックスグループ(株)	33%	24.2%	1	5
10	双日(株)	44%	25.8%	0	2
11	トーセイ(株)	- ^(*)	17.3%	0	2
12	楽天(株)	13%	38.6%	2	5
13	中外製薬(株)	13%	76.0%	3	5
14	(株)ネクソン	82%	85.2%	4	2
15	旭硝子(株)	65%	92.8%	0	3
16	丸紅(株)	28%	30.4%	0	2
17	ソフトバンク(株)	-	36.6%	3	3
18	アステラス製薬(株)	46%	43.7%	0	4
19	武田薬品工業(株)	53%	24.9%	1	2
20	小野薬品工業(株)	-	25.6%	0	0
21	三井物産	50%	32.6%	0	4
22	(株)電通	15%	15.3%	1	2
23	(株)LIXILグループ	14%	35.0%	0	5

(*) 地域別セグメント等より算出

(**) 有価証券報告書の「株式等の状況 - 所有者別状況」における外国法人等より算出

(***) 有価証券報告書の「役員の状況」において筆者が独自にカウント

(****) 売上収益のうち国内収益が大部分を占めており、セグメント情報において地域別の売上を把握できないが、海外に複数の拠点あり

2. グローバル化に伴う業績評価基準の明確化

現在、会社のグローバル化が進んでおり、グローバルに活躍できる優秀な人材を確保するニーズが高まっています。そのようなニーズに応えるためには、グローバルレベルでの明確かつ公平な人事評価基準の提示が必要になってきていると思われます。

このような人事評価基準の設定には、各々の会社で同じモナシかつ同じタイミングで測る必要があり、そのためには、グローバルで統一できる会計基準の採用が望まれます。このメリットとして、グローバルレベルでの評価が透明になり、グローバル人材のモチベーションがあがること、グローバルレベルでの適材適所の人材配置が可能になることが挙げられます。

3. 実務対応報告第18号の対応状況の利用

我が国では2006年（平成18年）5月17日に企業会計基準委員会（以下「ASBJ」という）より実務対応報告第18号「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」が公表されています。

同基準は、連結決算手続における在外子会社の会計処理の統一についてのガイダンスを提供するものです。連結財務諸表を作成する場合には、同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、親会社および子会社が採用する会計処理の原則および手続は、原則として統一しなければなりません。

ただし、在外子会社の財務諸表が、国際財務報告基準(IFRS)または米国会計基準(USGAAP)に準拠して作成されている場合には、当面の間、それらを連結決算手続上利用することができるものとするとして例外的な取扱いが認められています。この例外的な取扱いに従って在外子会社からIFRSまたはUSGAAPでの報告を行わせているケースでは、グループ全体の財務報告をグローバルで統一できる会計基準で行うための体制が一部整えられていると考えることもできます。

このような会社では、国内のグループ会社（親会社を含む）についてのみグローバルで統一できる会計基準での財務情報の作成を行う体制（ITシステムを含む）を構築すればよく、グループ会社の財務報告をグローバルで統一できる会計基準に移行する際に効率的かつ効果的に実行することが容易となるものと思われます。

4. 新会計基準適用時期と中期経営計画

会社は、長期的な将来の経営ビジョンを具体的に実現するために3年から5年程度の中期経営計画を策定しています。この中期経営計画では、売上高、利益、株主資本利益率などが指標として選定され、その目標値が示されます。

たとえば、新会計基準を適用する場合、その適用時期については、中期経営計画の策定期間およびそのタイミングも考慮

する必要があると思われます。

新会計基準の適用期と中期経営計画の1年目を合わせたほうが良いのか、あるいはあまり考慮する必要がないのかについては、中期経営計画の会社内での位置付けの重要性や、中期経営計画期間とその期間の実績をどの程度比較分析しているかにも影響されるでしょう。

中期経営計画を重視しているのであれば、中期経営計画の1年目と新会計基準適用期を合わせることで、事後的な実績比較が有用かつ効率的に実施可能となります。

一方で、中期経営計画の期間と新会計基準の適用期を整合させなくとも、過去に公表した日本基準での中期経営計画の数値に対して、新会計基準への主要な組替仕訳を反映して新会計基準の概算数値に置き換えることも可能であるため、それほど精緻な中期経営計画と実績の比較を求めるならば、中期経営計画のタイミングにかかわらず、新会計基準を適用すれば良いでしょう。

5. 子会社等の決算期変更や決算早期化の完了のタイミング

親会社で新会計基準による報告を早期に行いたいと望んだとしても、連結子会社サイドの要因でそれが容易でない場合があります。

たとえば、IFRSを適用する場合には、連結子会社の一部に決算日が統一されていない子会社が存在する場合に、原則として、このような子会社の決算日を変更するか、仮決算対応する決算体制を構築する必要があります。海外の国によっては決算日の変更を株主総会の承認のみで実施することができず、監督官庁や税務当局の許諾を得て変更することが必要なケースも見受けられ、IFRSを適用するうえで、最も対応に時間がかかる事項の1つとなっています。

また、親会社による新会計基準に基づく報告を一定の期間内に実施しようとする場合に、連結子会社等の中にはグループの連結決算スケジュールに対応できないような子会社が出てくることも想定されます。このような子会社については、決算を早期に報告できる体制づくりをまず構築させる必要があり、当該事項も新会計基準を適用するうえで、対応に時間がかかる事項となっています。

N おわりに

今回、すでにIFRSを任意適用した会社および今後適用することを自ら公表している会社についての傾向を分析するとともに、その他IFRSを適用するか否かの要因およびそのタイミングの考慮事項を検討してきました。

IFRSを任意適用した会社については、業界全体がIFRSを適用する方向性にある場合や、海外会社との比較において、遜色のない利益水準するためにIFRSの適用を決定した会社も多いと思われます。

しかし、会社間の競争が激しくなっている近年、経営管理の高度化を進めるうえで、経営指標の算定プロセスの統一を実現するためには、会計基準を統一することは非常に有用なことと思われます。そして、グローバル化が進んでいる会社はもちろん、日本国内に展開している会社においても、従来の会計処理や見積りで適時適切に会社の実情を捉えているかを改めて再考すべき時なのかもしれません。また、台頭するアジア近隣諸国の市場と比べ、日本の市場が優位性を保っていくためにも、各会社がグローバルで通じる決算数値の開示を進めていく必要があるでしょう。

ただし、IFRSの適用は、これまでに述べてきた問題を解決する1つの方策である一方、各社の状況はそれぞれ異なることから、会社の状況を適確に捉えて、判断する必要があると考えます。

会社の風土や慣行、海外進出の程度、業界の動向、日本基準の改定の行方も十分に把握しながら、IFRSの適用の要否、そのタイミングを図っていく必要があるでしょう。

本稿に関するご質問等は、以下の者までご連絡くださいますようお願いいたします。

有限責任 あずさ監査法人
アカウンティングアドバイザリーサービス事業部
パートナー 吉野 征宏
TEL: 03-3548-5120 (代表番号)
yukihiro.yoshino@jp.kpmg.com

IFRS公開草案「リース」影響診断サービスのご案内

昨年 IFRS 公開草案「リース」が公表されました。この公開草案において、借手は使用権資産及びリース負債をオンバランスすることが求められています。当該公開草案「リース」がこのまま最終化された場合、財務諸表に大きな影響を与える可能性があり、また、開示の煩雑化や業務プロセスへの影響が生じると思われます。

そこで、あずさ監査法人では、IFRS 公開草案「リース」による借手側への影響を診断するサービスをご提供いたします。本公開草案を適用した場合に財務諸表や開示・業務プロセスにどのような影響が生じるかについて定量的・定性的な分析を行い、今後の公開草案「リース」最終化に向けて想定される各種対応策につき、総合的に支援いたします。

また、貸手側のビジネスや会計処理への影響分析も行い、今後の公開草案「リース」最終化に向けて想定される各種対応策につき、総合的に支援いたします。

※なお、監査業務および監査業務以外の保証業務における独立性の確保、業務の性質等の観点から、アドバイザリーサービスの内容、範囲について制限を受ける場合やサービス提供ができない場合があり、ご希望に沿えないこともございますのでご了承ください。

お問合せ

有限責任あずさ監査法人 アカウンティングアドバイザリーサービス

東京事務所 TEL : 03-3548-5120 FAX : 03-3548-5113
 大阪事務所 TEL : 06-7731-1300 FAX : 06-7731-1311
 名古屋事務所 TEL : 052-589-0500 FAX : 052-589-0510

info-aas@jp.kpmg.com
<http://www.azsa.or.jp/services/accounting-advisory>

KPMGジャパン

marketing@jp.kpmg.com
www.kpmg.or.jp



本書の全部または一部の複写・複製・転訳載および磁気また光記録媒体への入力等を禁じます。

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めていますが、情報を受け取られた時点及びそれ以後においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2014 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Japan.

© 2014 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Japan.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.